



Title	厚生経済研究
Author(s)	福田, 徳三
Citation	
Issue Date	1930-03
Type	Book
Text Version	publ isher
URL	http://hdl.handle.net/10086/15413
Right	

九 勞働法の進出と其の歪み

——工場法改正案と勞働者災害扶助法案とについて——

(一)

今期議會には、政府と議員とから、若干の勞働關係法律案が提出せられてゐる。前者には、工場法中改正法律案、健康保險法中改正法律案並に勞働者災害扶助法案があり、後者には産業委員會法案と勞働組合法案とがある。健康保險法中改正法律案は、謂はゞ事務的の一改正案たるに止つて居るが、他の四案は、何れも、其れづゝの意味に於いて重要な意義を有つものである。憲政一新會及政友會連合提出にかかる産業委員會法案は、籤から棒の如くに出現したもので、これについての世論は一向鍛鍊せられてゐないものであるに反し、社會民衆黨の提出にかゝる勞働組合法案は、實に永年の懸案に屬するものであり、而して提出せられた案其ものは、誰人が見ても、鍛鍊に鍛鍊を重ねたものであつて、其重要性は提出諸案中第一位に置かるべきものである。これに比すれば、政府提出の二案は、一見重要性の遙かに小なるものであるかに考へられよう。併し乍ら我邦に於ける社會的立法の進展の立場から見れば、此の外觀は必ずしも中れりと言ふことを得ない。何となれば、工場法中改正法律案も勞働者災害扶助法案も、法案其ものは、むしろ輕微のもの、如く見ゆるにも拘らず、其の實際の作用に於ては必ずしも輕微のもの

でないのみならず、抑も斯の如き提案を産み出した社會政策的思潮は、或る意味に於ては、甚だ重視せられなければならないものであるから。

(11)

工場法中改正法律案とは、僅か一ヶ條より成るもので、其れは、單に、工場法第二十四條中第九條を「第三條、第四條、第七條乃至第九條」と改む、と云ふにある。

其の第二十四條とは、工場法適用範圍以外の工場にして、原動力を用ふるものに付て、從來第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十六條及び第十八條乃至第二十三條の規定を、主務大臣の見込によつて適用することを得と規定してあるもので、此度の改正によつて、更らに其の範圍を擴張して、第三、四、七、八の四ヶ條をも、此等工場に適用することを得としたものである。第三條とは、十六歳未満の者及女子をして一日に付き十一時間を超えて就業するを禁じた箇條であり、第四條とは同上の労働者の夜業を禁ずるものであり、第七條とは休日及休憩を強制する箇條であり、第八條とは第三、四、及七條の適用を天災事變の爲め必要がある場合に停止する箇條である。即ち此度の改正を、簡單に約して云へば、少年及女子労働者の就業時間の制限、夜業の禁止、休日及休憩の強制を、從來及ばざりし或種の工場にも擴張適用せんとするものである。其或種の工場とは、原動力を用ふるものと定められたのである。

若しも立法技術上の議論を弄するとならば、此度の改正案の立て方は、非論理的のものと評することを得るであらう。何となれば、現在工場法の第二十四條は、原動力を用ふる工場の特質其のものに鑑みて除外扱を爲し得ることを規定したもので、其列擧してある各條何れも第一條の事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞あるものに準すべき性質のものである。原動力を用ふる工場は、之れを用ふるざる工場に比すれば、危険又は衛生上有害の虞あるものと認め、従つて、危険、有害防止に關する工場法の諸規定を、之れに適用することを許したもので、少年労働者、女子労働者に限つたものではない。然るに、此度の改正は、全く異つた立場から、少年及女子労働者に對する保護の規定の適用範圍を擴張せんとするものである。前者に於ては、原動力の使用に特殊である事情が規定の動機であり、今度の改正に於ては、少年及女子労働者に特殊の保護を加ふると云ふことが、改正の動機であるのである。唯其の範圍擴張の標準を「原動力使用工場」と限定したにすぎない。

此の限定は、單に便宜的のものであつて、本質的なものでないのである。原動力使用工場ならば、少年及女子労働者を保護すべし、之れを使用せざる工場に於ては、其の保護の必要なしとは、誰人も主張するを得ないは云ふまでもない。唯だすべての工場に、其の保護を擴張することは、我邦の實狀に於て不可能であり、また場合によつては不必要であるから、其處に何等かの限界を置く必要を認め、其の限界を便宜上、原動力を使用する工場と、使用せざる工場との區別に求めたにすぎない。恰も、工場法第一條に於て、常時十人以上の職工を使用する工場を以て、工場法適用の限界とし、其以下のものには、工場法を適用せずと定めたのと同様の筆法に出づるもので、此の便宜的限界を、更らに他の一の新しい限界點まで

延長せんとするにすぎないのである。而も其の延長は、すべての原動力使用工場にして、常時十人以下を使用するものに一齊に及ぼさんとするのではない。政府委員の説明によれば、主として織物業工場に及ぼさんとするにすぎない。而して其改正の趣意として、政府委員の説明するところによると、織物業等に於ては、力織機普及し、且つ能率が増進した結果、職工十人未満の工場に於ても、多数の力織機を備へ、其の組織形態に於て、工場法適用工場と大差なく、而して是等は就業時間の制限を受けざるが爲めに従來の慣習に依り、甚だしく長時間の作業を爲し、労働者の衛生上遺憾の點尠からず、加之、工場法適用工場に比し、不公平、不權衡甚だしく、適用工場は一種の不正競争を受くるが故に、此改正を必要とす」と云ふにある。(二月二十日の官報による)。

昭和二年七月調によれば、工場法非適用工場に於ける職工数は、左の如くである。

	原動力ヲ使用スルモノ		原動力ヲ使用セザルモノ	
	男	女	男	女
染織工場	二七、三九二	四八、〇八一	七五、四七二	一一、三六六
機械器具工場	四一、一三〇	一、四〇九	四二、五三九	一五、三一
化學工場	一四、六九二	三、二五九	一七、九五	一四、五八七
飲食物工場	五六、八三四	一、五九八	六三、四三七	一八、八三二
雜工場	三四、〇一六	五、一三六	三九、一五二	一四、八七一
特別工場	五五	—	五五	六
總計	一七四、一一九	六四、四八三	二三八、六〇二	七四、九七三
			二五、一四七	一〇〇、一一〇

非適用工場の總数は約十三萬で、其従業員總数は、男二十五萬人、女九萬人であるが、染織工場従業員總数は、男三萬八千七百人、女六萬三千三百人であつた。即ち女子の労働者總数の七割強は、染織工場に働いて居るのである。其内原動力使用工場に働く女子の数は、四萬八千、非使用工場の其れは、一萬五千である。即ち非適用工場に働く女子の五割四分は、原動力を使用する染織工場に働いて居るのである。更に織物業工場丈について見ると、

工場法適用工場		非適用工場ニシテ原動力ヲ使用スルモノ	
工場數	計	工場數	計
男	五、四九〇	男	八、三〇〇
女	四八、八〇五	女	三四、九六五
計	二〇七、六八六	計	四三、二六五

即ち従來約二十萬人の女子労働者が受けて居た保護を擴張して、更に三萬五千人を加へることとなる勘定である。これが改正の主たる對象である。

計數の上から見ても、其作用は斯く輕微ならざるのである。乍去、私が此改正案を重視せんと欲する所以は、計數の上にあるのではない。むしろ、此改正を以て、少年及女子労働者保護の上に於ける一新例の打ち建てと見て、これを重視せんとするのである。立法技術上の不備は、私は十分にこれを認める。若しより、論理的な改正案が作られ得るならば、無論其れを執るべしと考へる。乍去、此の立法技術の不備は、或は、出来る丈け聲を小にして、其實稍、重要な進展を實現するを勝れりとする一種巧妙な用意から出たものではないかとも思ふ。それは小膽と云へば、だしかに小膽であらう。乍去、現に議會に於け

正十五年に於いて粗ぼ左の如くであつた。

事業	労働者概數	業務上死亡者	千分率
工場法適用工場	一、五〇〇、〇〇〇	三三一	〇、二一
鑛山	三〇〇、〇〇〇	八四〇	二、八〇
土石採取業	二〇、〇〇〇	五一	二、五五
土木建築	七〇〇、〇〇〇	三九四	〇、五六
交通運輸	二三〇、〇〇〇	八九	〇、三九
貨物積卸	一五〇、〇〇〇	五三	〇、三五

即ち從來保護せられてゐた工場法適用工場の三百三十一鑛山の八百四十に對し、新たに土木建築の三百九十四其他の百九十三件が扶助せられることになるのである。而して此の新適用を受く可き労働者の總數は約百五十萬人に及ぶと云ふことである。數の上に於ては、此突破は可なり著しいものと云はなければならぬ。

乍去私が此法案に格段の意義を見出す所以は、工場法改正に於けると同じく數の上に存するのではない。むしろ怪我の功名とも云ふ可き他の點に存するのである。其れは右の條の第二項に於て見出される。

前項の事業者とは労働者を使用して事業を爲す者を謂ふ但し事業の全部又は一部が數次の請負に依り爲さるゝ場合に於ては各請負人は其の請負ひたる事業に付之を事業者とす
前項但書の場合に於ては各事業者は其の請負ひたる事業の労働者に付連帶して扶助の義務を負擔すべし

此一條は政府當初の立案とは著しく異なるものである。後者によれば、事業の全部又は一部が數次の請負に依り爲さるる場合に於ては第一次の請負人を以て事業者とす」とあつて右の連帶云々の規定は全く存しなかつたのである。蓋し此の原案に對しては、初めから非難の聲相當に高く、殊に直接利害關係者就中最も深い關係を有つ土木請負業者は猛烈なる反對を爲した結果、右の如く改められたのであると傳聞する。然るにこの改正も猶當業者を満足せしむるに足らず、當業者竝に一二の政黨相結合して、此一ヶ條を骨拔と爲すべく有力なる運動を爲しつゝあるとの事である。三月七日の東京朝日新聞によれば、政友會は左の如く修正するに決したと云ふことである。

勅令の定むる所により事業者は第二條の規定による扶助義務につき保險契約を締結すべし。事業者保險業法の定むる所により傷害保險を目的とする相互會社を設立し又はこれに加入したる時は前項の義務を履行したるものとす

事業者第二條の規定による扶助に相當する給付をなすことを目的とする共濟組合を設置したる時は行政官廳の許可を受けて第一項の規定によらざることを得

若し此修正が認められるとなると、折角の怪我の功名は怪我だけで功名なしのものとなり、私が重要な意義を見出すところは煙散霧消し去るかも知れぬ。然るに新聞紙の今日(三月十日)までに傳

ふるところによると、政府は此修正に同意する意向を有つさうである。乍去、抑も此案を産み出した思想と政友會の修正案とは、水と油との如く相融和し得ないものである。然るに其修正に同意するとは、爲すまじきものは官仕への感を禁ぜざらしめる。政友會の修正案は、文面の上に於ては、必ずしも此感を餘儀なくせしめるものではない。私の恐るゝところは、其實際の運用の上にある。故に若し、當事者にして誠心誠意これを運用するならば、私が重要な意義を見出すところの全體原則、組合原則の『アドヴェント』を促すこととなるかも知れない。しかし、私は其れは机上の空論に止るもので、實際の運用は、むしろ反對の方向に傾くではあるまいかを虞れる。かくて、一度頭を出しかけた『アドヴェント』は、却つて後退の事實となつて顯はれるのであらうと思ふ。恰も一見極めて進歩的なるが如き國營災害保險の要求が、然るが如くに。

四

社會民衆黨の議員鈴木文治氏は、工場法改正案の討論の際、問題の核心に觸れた質問を爲してゐる。曰く

「一體我國の労働立法關係には、扶助と云ふ言葉が方々に使つてある。續夫勞役扶助規則、或は労働者災害扶助法案と云ふが如き、扶助と云ふ言葉を使つてゐるが、扶助と云ふ言葉は如何云ふ意味を有つて居るか（中略若し扶助と云ふことが、恩惠救恤憐れみと云ふことを意味するならば、是は差別的の考である、是は勞

働問題解決の新しい時代精神に相違してゐる。故に私は先づ工場法に於ける所謂扶助と云ふ言葉が、言葉は扶助であるけれども、實は損害扶助損害賠償の誤？）の意味であるか、否かを質問する」外國の労働立法例を見ると、労働者の災害を扶助する場合に於ける言葉は多くは賠償若しくは補償と云ふ言葉を使つて居る。即ち「コンベンション、ロー」と「コンベンション、アクト」と云ふ、扶助と云ふ言葉を使つた外國の立法例は見ない」云々

而して氏はまた、工場法施行令第四條「但し扶助を受くべき者民法に依り同一の原因に付損害賠償を受けたるときは工業主は扶助金額より其の金額を控除することを得」を引用して言ふ、若し是が扶助であつて、損害賠償でないと言ふ考であるとするならば、損害賠償金額を控除すると云ふことは、誤でなければならぬ。扶助と賠償とは違つた觀念であつて、工場法の認めて居るのが扶助であるとするれば、扶助を認められた者は同時に損害賠償の請求を爲すことが出來得可き筈である」と主張してゐる。これに對して政府委員は答へて曰く「工場法の第四條の扶助か賠償かと云ふ問題に付ては學者の意見の岐れるところ、民法上の故意過失に依るものだけを賠償するが宜いか若しくは企業其ものに相當の危険の伴ふものであるから、企業者それ自身が賠償の責任を負ふべきかは學者の議論の岐れるところであつて、私は今日之に付て兎や角學問上の議論は致さぬ。唯民法上の損害の賠償を受けた場合に於ても、猶且つ工場法の扶助を受くるが適當であると云ふ御意見であれば議員として其如き修正案を提出せらるゝ方が宜いと思ふ」と。——以上二月二十日の官報による——

議會に於ける討論としては先以つて此位の程度以上には昇り能はぬであらう。否兎に角、此程度の應酬が議員と政府者との間に交換せられるやうになつたのは、我國議會の一進歩と認めざるを得ぬ。無産黨議員の加入は、たしかに此一事に於いて意義あるものである。恐らく他派の議員からは、斯く問題の急所を捉へた質問は發し得られぬであらう。而して其れと共に、其急所に觸れつゝ窮地に陥ることなくさりとて誤魔化しもせず卒直に應酬し得る政府委員を見出すことも出来なかつたであらうと思ふ。然り問題の急所には兩者ともたしかに觸れた。其れと共に此の應酬は、其急所を全面に涉つて捕へることなく、流星光底長蛇を逸したことは遺憾と云へば遺憾である。

社會民衆黨の他の一議員は、他の方面から、痛所に觸れてゐる。即ち二月五日の議會に於いて西尾末廣氏は、政府に質問して言ふ「長岡政府委員は、山本(宣治)君が云ふ如く國營の保險法によるとするときは、災害防止が極めて不十分であると逆襲して居る。然らば私は問はんとす。此案が今日では、第一次、第二次、第三次と云ふ如く下請負がある場合、其れが連帯になると云ふのであるが、私共は此連帯其ものに勞働者の立場から見て反對である。此案が過般の特別議會に提出された時には、第一次請負人へのみ責任を負はせて居た。其結果は、第二次、第三次の請負者が、危険防止の設備を怠ることになる」と。政府委員は答へて曰く「寧ろ連帯責任にして、第一次でも、第二次でも、第三次でも、どれにでも掛つて行く方が勞働者の便利——利益であると云ふことを認めた結果である。殊に第一次の請負人のみに責を負はすときは、第二次、第三次即ち現場に於て監督する請負人の注意の如何に依て災害が色々起る、其爲めに測らざる損害が起る。寧ろ總ての者を通じて責任を負はせる方が勞働者に利益であると考へた結果、缺點を改めて、今度の連帯責任としたのである」と——以上二月六日の官報による。

而して舊勞農黨の議員山本宣治氏は、災害扶助を國營保險によるべしと主張して、全面的に此法案の根本的修正を主張して居るが、政府はそれに對して六七ヶ條の理由によつて國營保險によるべきものにあらずと決した由を告げ、無産黨議員の口から國營保險の説を聞くはむしろ意外なりと大膽に斷言して居るのである。蓋し國營保險による可しとの議は、夙に土木建築請負業者の團體の熱心に主張し陳情するところであつたから、無産黨議員に對して、「『フェヒト・アルグメント』として、此の斷言を爲したものと考へられる。

斯く無産黨議員の三氏は、それらの立場から問題の急所に觸れた三箇の發言を爲してゐるに對し、其他の議員は殆ど何等重要な發言を爲して居らぬ。唯田淵氏は、民法の損害賠償云々に關し、稍、重要性を帯びるらしき發言を爲して居るが、官報に掲げられた其速記によれば、言ふところ支離滅裂、其眞意を捉ふることは不可能であるは、甚だ遺憾な次第で、若し十分に其意を盡す言を爲さしめたり、或は最も深く痛所に的中した意見を聞くことを得たのであるかも知れない。

(五)

議會以外に顯はれた發言中には、右無産黨議員の發言に比すべきものを寡聞なる私は未だ聞いたことがない。唯一つ甚だ顯著なる除外例を外にしては、其餘外例とは、東京日日新聞二月十六—十九日に連載せられた『災害扶助法案』と題する法學博士牧野英一君の論文此れである。政府委員が二月二十日の議場に於て學者の議論云々と言つたものは、或は、此論文のことを胸中に藏して居た爲めかも知れない。

牧野博士の論文は、言ふまでもなく問題の急所に驀地に突入したものであつて、勞働法の法理的説明として實に近來稀に見る有力のものである。而して、有力である丈け其れ丈け其影響は正否共に大なるものでなければならぬ。其れは、ひとり勞働者災害扶助法なる一法律の解説としてのみでなく、我邦現在に於ける勞働法思想の開發に輕視することを得ざる重要性を有するものであらねばならぬ。政府者中頭腦優秀なるものは勿論無産黨員勞働者中學理的考究を怠らざる人々は、必ず牧野博士の意見を重視し、或度まではこれを一の嚮導者とするであらう。然らざれば、彼等は怠慢者たるの謗を辭することは出来ぬ。而して博士の意見が嚮導的となるとき、其時其處に私は、我邦勞働法進展の上に於ける一の「歪み」が起ることなきかを虞るゝものである。

牧野博士の解釋が、一私法學者の私法研究上の議論であるならば、其は無論間然するところないものである。政府委員が學者の議論が岐れて居ると云つたことは、我邦現在の法理論としては、或は左様も云へるであらう。更に鈴木文治氏が、外國の勞働立法例を見ると、賠償[△]若くは補償[△]コンベンションと云ふ語を用ひてゐると云つたのは、英米法系の國丈けが、其所謂外國のすべてである次第なれば、正しい。之れに反し廣く世界諸國の立法例について云ふものならば、其は明かに誤謬であつて、其誤謬は單に用語の問題でなく、災害扶助——扶助と言ふ語を、英語の『レリーフ』でなく、ドイツ語の『フュルツルゲ』に當るものと解釋して——其ものに關する『勞働問題解決の新しい時代精神に』全面的に撞着するもので政府委員の口吻を借れば、他の人は、イザ知らず無産黨議員の口から此の如き發言を聞くことを、私は意外と感ぜざるを得ないものである。

府委員が學者の議論の岐るところと言つたことは、これを我邦現在の法律解釋の狭い天地に限局せず、汎く世界現代に於ける災害扶助に關する立法の現状について言ふものとするならば、全然中つては居らぬ。其處には、立法の實際上の相違は大いに存する。其れと共に學者の意見は、決して區々に岐れては居らぬ。與へられた現實の解釋は、學者間に整然として一致して居るのである。

而して牧野博士の法理論を私法解釋論就中日本現行法規の解釋論と見ず、勞働法の法理論として見るときは、學者の意見は、少しも岐れて居らないのである。

(六)

勞働災害扶助に關する思想は今世紀に入つて、根本的に一變したのである。其先驅を爲したものは、實に一八八四年七月六日のドイツの災害保險法これである。而して今日に於いては、歐洲諸國何れも此の新しい思想の上に、其の勞働者災害扶助の制度を立て、居るのである。其の新しい思想とは、雇主は自己又は自己使用人の過失の結果に對してのみ責任を負ふ可しとの私法上の原則を一擲し、事業の經營と災害との間に原因結果關係の存する限り責任を負ふ可きものなりとすることこれである。而して、其れと共に、災害防止に關する施設の義務の確立を伴ふ、否伴はねばならぬとせられる。前者を名けて過失原則 (Verschuldungsprinzip) と云ひ、後者を名けて、因果原則 (Verursachungsprinzip) と云ふ。因果原則は同時にまた扶助原則 (Fürsorgeprinzip) 就中防止義務 (Verhütungspflicht) を伴ふ。此點は牧野博士の論文に詳述してある。乍併、不幸にも、博士はこれを言表はすに『企業者の無過失責任』なる語を以てして居る。此語は、此の變化を言表はすには、むしろ不十分である。博士は、理論としては無過失責任論が學界の空論であることを、私は高調したい』と言つて居る。然り其れは空論であるのみならず、何故に、此根本思想の變化が起つたかを示すに足らないのである。博士は、其變化の道行を説いて云ふ、『次に學者は事業主の契約上の責任と云ふことを考へることになつた、事業主は勞働者を雇ひ入れるに方つて、單に賃錢の支拂をのみ契約したものと考へられない。契約は信義誠實の原則に従つて解釋されねばならぬの

であり、契約の内容は慣習上及び衡平上適當に論定されねばならぬ。かやうな立場に於て考へるときは、事業主は、契約上、當然災害に對する豫防義務を負はねばならぬものである。唯自己の無過失を證明することによつてのみその債務不履行の責任を免れることを得るといふのである』『しかし學説は更らに一變することになつた。企業は其れ自體に於て危険を包藏するものである。にも拘らずかやうな危険な企業が許され、むしろ尊重され獎勵されるゆゑんものは、企業が他方に於て大いに公益に貢獻するからである。』事業が若し其補償をなすに堪へずといふならば、其事業は、徒に社會に危険をもたらすので、公益に資するものとは云ひ得られないことになり、従つて、其れは許さるべからざるものになるであらう』と。此説明は、無過失責任に於て不十分の語の不十分なるが如くに不十分なるのみならず、其最終段に至つては、明かに論理上のラプス・カラムに陥つてゐるものではないかと思ふ。少くとも、斯の説明によつては、二十世紀初頭に於ける、災害扶助に對する勞働法思想の根本的變化は、著しく其重要性を輕減するものとなるを免れないのである。補償の負擔に堪へぬと云ふことは、經濟上其の無能を示すことにはなる、其れが公益に資するものでないことの證據とは、決してなり得ない。否、公益に貢獻すること莫大にして、經濟上收支相償はざるが如き事業は、數々あるのである。其れらを單に經濟上不成績の故を以て、許さるべからざるものとなると斷ずるは、私の到底承服し得ざるところである。これは博士の説明の不十分なるが爲に惹き起された没論理であつて、博士の言はんとするところは、左様な没論理的なことではあるまい。其不十分は根本思想の變化を説くことの不十分なるに胚胎する。詳し

く云へば博士は飽迄も個人法の立場に立つて労働法の進歩を観察するに止り、社会法の立場から、抑も労働関係に關する思想の變化を考察することを省略したからである。

雇傭關係を個人法的の賃借契約の原則を以て律して居た舊時の思想が打破られたとき、其處に災害扶助に關しての思想變化の種が播かれたのである。羅馬法の奴隸たりし歐羅巴に於てこそ雇傭關係を物の賃借と同一範疇に混入して、*locatio-conductio*の一種としたれ、我日本に於いては數百年間を通じて、雇傭關係は物の賃借と同一種に屬する一の契約關係なりなどは決して居なかつたのである。翻譯民法の爲に、日本の歴史を無視し、實狀を抽象し去つた途轍もない法理が立てられたにすぎない。歐洲に於ても、*ゲルマン法*は其様なことを全然認めて居なかつたのである。羅馬法の奴隸たりし歐洲諸國が其羈絆を脱して社會法的の見方をする様になつたとき、災害扶助に關する思想も根本的に變化したのである。勿論今日でも法律學者は、損害賠償と云ふ語を用ひるが、實際は其れは、有過失にも無過失にも、單なる損害賠償ではないのである。故に社會政策專攻者は *Unfallvorsorge*——我邦の『災害扶助』なる語に、鈴木氏の言ふ如く差別的救恤的の意味を有たしめないならば、其れは恰もよく此語に該當するのである——なる言葉を以て言ひ表はしてゐるのである。然り『フルゾルグ』である。決して單なる賠償ではないのである。『フルゾルグ』には、個人的のものも勿論含まれて居る。乍去、社會法的に考へた『フルゾルグ』は、『勞務契約は、労働者の労働を企業組織の必要な部署に適入せしめ、これを組織化する支配的な統制力を發生せしめる。勞務契約に基く關係は労働者の人格を拘束する組織法上の關係である。そこに雇主が勞務者の生命身體に對する保證の義務を負ひ、又勞務者が事業の執行につき第三者に加へたる損害を賠償すべき根拠がある』石田文次郎教授新著『ギールケの團體法論』(ロゴス書院發行)一五三―四頁とオット・ギーアケが説いた其の支配的共同生活の統制の新しい觀念から派出する現象であるのである。かるが故に、牧野博士が經濟的負擔能力の有無を提出し、又た公益云々の功利主義的解釋を下さるゝを以て、私は不十分若くは不妥當なりと思惟せざるを得ざるものである。

マルクスは、労働關係を賃借と見ず賣買と見た。而して雇主の買ひ労働者の賣るものは、労働其ものでなく労働力であるとした。此の大天才的洞察は全く意外の方面から社會法的思索に一大刺戟を與へたことを否定することは出来ない。雇主は其の賣買取引に於ては、單に労働力のみを買ふのである。労働其ものを買ふのではない。従つて彼は労働の全體に對して代價を支拂ふ義務を負はない、單に取引の對象たる労働力に對してのみ、其代價を支拂ふに止るのである。然るに、彼が益を享くるは労働全體の產物である。何となれば労働の全體は雇主の統制する支配的共同生活たる企業組織の中に編み込まれるからである。其處に資本家生産の特徴が存する。

牧野博士が公益云々の功利主義的解釋を下し、又企業の經濟的負擔能力の有無てふ私經濟的考察に重きを置くのも、鈴木文治氏が賠償又は補償と云ふのが外國の——鈴木氏の外國——立法例であると主張したのも、災害扶助の上に於ける個人原則 (*Individualprinzip*) を以て、其本體と誤認したからであるか

も知れない。即ち英國は此の個人原則を其 Workmen's Compensation Act (勞働者補償法) に於て執つて居るのである。英國の後塵を拜する諸國亦然りである。之に反しドイツ竝に中部歐羅巴諸國は全體原則又は組合原則 Gesamtheitsprinzip or. genossenschaftliches Prinzip を取つてを佛蘭西は、其中間の原則(又は混合原則)を執つて居る。個人原則とは、被災勞働者は各其の雇主に對して扶助を求む可しとするものであり、全體又は組合原則は責任を負ふものは個々の企業者でなく、企業者の全體たるべきものとし、其全體——又は組合——は、個人の企業に對しては賠償を求むるのでなく、費用の分擔(バイトラゲ)を要求すべしとするものである。佛蘭西では、第一次的には各雇主責に任ずべきものとするも、雇主支拂能力を缺くときは雇主の全體が積立て置く可き共同資金に對して支拂を請求することを得るとして居るのである。即ち第一次雇主責任に加ふるに企業者の連帶共同責任を認める混合原則を執つて居るのである。

(七)

勞働法は個人法ではない、また所謂私法ではない。其れは社會法であり、又た公法であらねばならぬものである。唯だ羅馬法の支配を脱すること十分ならざるか、個人主義功利主義の殘滓の多くこびり付いて居る國々に於ては、其進出を出来る丈け傳統と調和するに勉むる結果、災害扶助の制度の上に個人原則が遺存して居る。其の脱出の幾分か著しい處、其處に中間(混合)原則が行はれる。其の脱出が徹

底的なる處、其處には全體又は組合原則が認められる。私は決して好むところに偏してドイツ竝に中歐諸國の爲すところに、徒らに隨喜するものではない。社會法としての勞働法の建設の道程として、必ず斯くあらねばならぬと確信するが故に、爾く言ふのである。

無論我國としては、英國丈になることは大なる進歩たるには相違ない。然し乍ら英國の傳統を有たず、殊に羅馬法の檢束を受くる必要を少しも有たざる我邦が、今新たに災害扶助の制度を打ち建てるに方りて、むしろ時代後れであり、我邦の傳統に些も根據を有たざる個人原則を採用することは、我が勞働法の進出の上に一の歪みを與へるものであると信じつゝあるものである。此意味に於て、近來稀なる名篇たる牧野博士の論文に對し、甚不遜な言を敢てしたのである。其以外一の他意をも有たざることを、博士の諒せられんことを切望する。

然るに意外にも、私の所謂怪我の功名によつて、政府の改正提案は個人原則を捨て、むしろ少くとも、フランスの混合原則と同程度に於て、全體原則に——甚だ漠然たる形に於いては——はあるが——近づいたものである。即ち第一段には各請負人は其請負ひたる事業について責任を負ふとし、更に第二段に於いて、各事業者は其請負ひたる事業の勞働者に付いては連帶して扶助の義務を負担すべしと規定して居るのである。此れは、元より數次の請負に依り爲さるゝ事業に限ることであるが、此度の新法案の適用を受くる事業の大々部分は、斯く數次の請負に依て爲さるゝを例とするものであるから、實質上から見れば、此法案の運用の大多數の場合に適用せらる可き規定なのである。

連帶^{△△}と云ふことの私法上の解釋なり運用なりに付ては、田淵氏は急所に觸れた考を有つて居る如くであるが、其本意は彼の發言では到底捕捉すること不可能である。其他にも連帶と云ふことを揚足し取り的に評論すれば、色々なことを言ひ得るかも知れぬ。無産黨の議員が、此連帶と云ふことに反對なりと公言せるは、如何なる理由に基くか窺ひ知ることを得ないが、其れは國營保險にまで進出せざるが故にとの理由が最も重きを爲して居るものならば、それは甚だ残念なことと言はねばならぬ。連帶^{△△}と云ふことは、元より巧妙なる思ひ付きと云ふことは出来ぬ。然し我邦の現状としては、民法上の此の連帶を以てするより外、當分の間方法はなにかと考へられる。外形は如何にも拙であるに相違ない。しかし乍ら、私は其處に怪我の一大功名を見出さざるを得ない。其は恰も『契約』てふ古い衣を打破る可き『勞働協約』^私が今より二十年前に鑄出した此の語——當時關博士の反對せられた^が、今や一般普及である。何となれば、其れは、單に^のが、今日でもまだ屢々『合同契約』と云ふ名によりて行はれて居るが造語の問題たるに止まらなから。が、今日でもまだ屢々『合同契約』と云ふ名によりて行はれて居るが如くに。合同契約——賃率契約、共同勞働契約、など——は、決して契約ではない、否、其れは契約てふ古い型を根本的に打破するものである。故に私は今より二十年前も以前に『身分より契約へ』の套語を改作して、『契約より協約へ』と公言した。新しい勞働法は、私法的、個人法的の契約から脱出すると共に、私法的、個人法的の損害賠償又は補償てふ舊套をかなぐり捨て、連帶の個別のと云ふ舊型を打破して、まさに全體的——又は組合的——扶助フュルツルゲの意味にてのへと進出しつゝ、あるものである。若し二十年前の私の造語を繰返せとならば、私はまさに言はんとする『賠償より扶助へ』^{損害の補償より勞働力の擁護へ}と。

此意味に於いて、私は連帶てふ陳套の下に包藏せられた新しい内容の進出を重大視するものであつて、利害關係者の猛烈なる運動に刺戟せられて、政府が此の連帶云々の改正を加へたことを怪我の一大功名と目せざるを得ぬものである。然るに、一方に於ては、牧野博士の如き第一位の學者によつて、其れに個人法的解釋が強課せられ、更らに政友會其他の修正によつて、其れが更らに全然骨抜きとなり、残るものは舊き套衣其もののみとなり、其中に包藏せられた新しき精神が全く絶滅に歸せんとしつゝ、あることを見て、私は、長大息措く能はざるものである。何となれば、其れは、或は意識せられ、或は意識せられずして企てられた我邦勞働法の進出の前に、一大暗影を投じ、其進展に一の著しい歪みを與ふるものであるから。(四・三十一)

(『改造』昭和四年四月號掲載)